

水戸市ものづくり事業者緊急支援金

1 概要

原油価格、物価の高騰により電気料金上昇の影響を受けた市内製造事業者を対象に支援金を支給します。

2 対象者（以下の全てに該当する必要があります。）

- ・市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- ・製造業（日本産業分類における分類）を主な事業として営んでいること。
- ・令和4年1月から同年6月までの期間内に、電気使用量が5,000キロワット以上の月があること。
- ・令和4年1月から同年6月までの期間内に、前年の同月と比較して電気料金が20%以上増加した月があること。

※令和3年7月以後に、製造業を新たに開始した事業者は、開始した月から令和3年12月までのいずれかひと月の電気料金と、令和4年1月から同年6月までのいずれかひと月の電気料金と比較できます。

- ・令和3年12月以前に製造業を開始しており、今後も継続する意思を有すること。
- ・水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

※複数の事業を営んでいる場合は、直近の決算等の売上において製造業が過半を占めている必要があります。

※事業所が複数ある場合は、市内の全事業所を含めた電気料金とし市外は除いてください。

※月の電気使用量及び電気料金の期間は、月初めから月末まで、又は電力会社からの電気料金の請求における期間とします。例：電力会社から12月21日～1月20日までの期間の電気使用量を1月分として請求を受けていた場合、当該電気使用量及び電気料金を1月分とします。

3 支援金額

- ・月の電気使用量が10,000キロワット以上の場合 20万円
- ・月の電気使用量が5,000以上10,000キロワット未満の場合 10万円

※1か月間の電気料金を比較し算出した増加額を、年間換算（12を乗じる）し、支援金額に満たない場合は、年間換算した増加額が支援金額となります。（1,000円未満切捨て）

4 申請方法

令和4年10月31日（月）（当日消印有効）までに、下記の方法にて申請してください。

○方法：新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則、**電子申請又は郵送による申請をお願いします。**

○申請書類：支援金給付申請書兼請求書

電子申請はこちらから ↓

○添付書類：

- ① 令和3年分の確定申告書の写し（税務署の受付印等があるもの）、又は納税証明書（その2）
- ② 令和4年1月から同年6月までのいずれかの月のうち、前年同月比で20%以上電気料金が増加した月と、前年同月の電気料金がかかる書類（領収書や出納簿の写し）



※令和3年7月以後に製造業を新たに開始した場合は、令和4年1月から同年6月までのいずれかの月と、開始の月から令和3年12月までのいずれかの月の電気料金がかかる書類

- ③ 令和4年1月から同年6月までのいずれかの月のうち、最も電気使用量が多い月の電気使用量がかかる書類（Web検針票や領収書など） ※電気使用量が5,000キロワット以上であること。
- ④ 製造業を営んでいることが分かる書類（定款や全部事項証明書） ※個人事業主は確定申告書の職業欄等で確認します。
- ⑤ 【複数の業種を営んでいる場合のみ】製造業が主な事業であることが分かる書類（直近の決算等にお

ける売上の内訳書)

⑥ 【令和3年7月以後に製造業を新たに開始した場合のみ】開業届等の開始の時期が分かる書類

⑦ 支援金の振込口座の通帳の写し（カタカナ名が記載されている部分）

※①の書類は、水戸市事業継続特別対策支援金、水戸市飲食事業者緊急支援金、又は水戸市事業継続応援支援金の申請において、令和3年の売上に対する確定申告書の写しを提出している場合は、添付を省略することができます。⑥⑦の書類についても、上記の支援金申請時から変更がない場合は省略できます。

5 申請窓口及び問合せ先

水戸市商工課 ものづくり事業者緊急支援金担当 〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎5階
TEL 029-232-9185 FAX 029-232-9232 Mail commerce@city.mito.lg.jp

ものづくり事業者緊急支援金 対象確認フロー図

